



お客様各位

平成 28 年 6 月 吉日
株式会社エイペックスインターナショナル

改正 SOLAS 条約(国際海上輸出コンテナ総重量確定)に関するご案内②

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「海上人命安全条約」(SOLAS 条約)は、従前より、国際海上輸出コンテナの総重量を船長に提出することを荷送人に義務づけていましたが、総重量の誤申告に起因するとみられるコンテナの荷崩れ等の事故が発生していることを踏まえ、総重量の確定方法が、本年 7 月 1 日より発効する改正 SOLAS 条約に定められました。

本制度の詳細につきましては、以下国土交通省のホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html

改正 SOLAS 条約では、実運送人である船会社との間で運送契約を締結し、Master B/L もしくは Master Sea Waybill の荷送人 (Shipper) 欄に名前のある者が責任を負うという定義付けがされております。

しかしながら、FCL の取扱いにおいて NVOCC の立場では基本的に貨物を確認することや作業をお受けする立場ではなく、実荷主であるお客様に改定条約に順守された重量の確定をお願いし、またそれを確認する立場となります。

[弊社の対応]

- ① 弊社は国土交通省に NVOCC 事業として届出荷送人としての「届出」を行いました。
- ② 重量確定に際して、お客様もしくはお客様ご指定の関連業者様から頂戴します船積関連書類に基づき、確定を行う場合がございます。この場合、法令に則った測量、および重量伝達はお客様、関連業者様の責任となります。正確な測量、伝達をお願い申し上げます。
- ③ 荷主・サプライヤー・倉庫の全てもしくはそのうちの一社が国土交通省への届出荷送人としての「届出」、登録確定事業者としての「登録」を完了されているかブッキングをお受けする時点で確認させていただく場合がございます。
- ④ 弊社の B/L が発行される案件において、お客様もしくはお客様ご指定の関連業者様の手配でバンニングが行われる場合、今後、総重量の測量や伝達に関する誓約書の提出をお願いする可能性もございます。また、コンテナの搬入票のコピーを担当営業宛てにお送りいただきますようお願い申し上げます。
- ⑤ 今回の条約改正にともない、それに合致する下記不知文言に変更の予定です。

“Shipper’s weight, load & count”, Description, No of Package, weight unknown to the carrier”

お客様にご満足いただける様、より一層サービスの充実に努めて参りますので、引き続きのご愛顧をお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたらお気がるにお問い合わせください。